

平成29年度 第9回練馬区介護保険運営協議会 会議要録	
1 日時	平成29年7月6日(木) 午後1時30分から午後3時10分まで
2 場所	練馬区役所 本庁舎5階 庁議室
3 出席者	<p>(委員 23名)</p> <p>市川会長、井上委員、岩月委員、岩橋委員、腰高委員、斎藤委員、嶋村委員、高原委員、堀木委員、小池委員、本多委員、室地委員、長谷川委員、矢形委員、勝又委員、山下委員、中村(哲)委員、中迫委員、大嶺委員、今村委員、中村(紀)委員、山添委員、松川委員</p> <p>(区幹事 5名)</p> <p>高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、地域医療課長 ほか事務局 3名</p>
4 傍聴者	3名
5 議題	<p>(1) 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について</p> <p>①施策案 在宅で暮らし続けられる地域に密着したサービスの充実</p> <p>②施策案 自分にあった住まい・施設の選択と介護人材対策の推進</p> <p>(2) その他</p> <p>①第7期介護保険事業計画に関する基本指針(案)について</p> <p>②グランドデザイン構想について</p> <p>③練馬の介護保険状況について</p>
6 資料	<p>1 次 第</p> <p>2 委員名簿および座席表</p> <p>3 資料1-1 検討資料 在宅で暮らし続けられる地域に密着したサービスの充実</p> <p>4 資料1-2 参考資料 在宅で暮らし続けられる地域に密着したサービスの充実</p> <p>5 資料2-1 検討資料 自分にあった住まい・施設の選択と介護人材対策の推進</p> <p>6 資料2-2 参考資料 自分にあった住まい・施設の選択と介護人材対策の推進</p> <p>7 資料3-1 第7期介護保険事業(支援)計画に関する基本指針の策定について</p> <p>8 資料3-2 基本指針(案)について(新旧案)</p> <p>9 資料4 グランドデザイン構想について</p> <p>10 資料5 練馬の介護保険状況について(平成29年5月分)</p> <p>11 冊子 高齢者基礎調査等報告書</p> <p>12 冊子 高齢者基礎調査等報告書(概要版)</p>
7 事務局	<p>練馬区 高齢施策担当部 高齢社会対策課 計画係</p> <p>TEL 03-5984-4584</p>

会議の概要

会長挨拶

(会長)

ただいまより第9回練馬区介護保険運営協議会を開催する。

委員の出席状況、その他傍聴者の状況と配付資料について、事務局よりお願いしたい。

(事務局)

【委員の出欠、傍聴の状況報告、配付資料の確認】

(会長)

では、次にシルバー人材センター会長の任期満了に伴って委員の変更があったため、事務局より案内をお願いしたい。

(事務局)

シルバー人材センター会長の任期満了に伴い、委員が変更となった

(委員)

シルバー人材センター会長である。前会長の後を引き継がせていただいた、ご指導をお願いしたい。

(会長)

では、本日の案件に入る。

特に(1)の「①施策案 在宅で暮らし続けられる地域に密着したサービスの充実」および「②施策案 自分にあった住まい・施設の選択と介護人材対策の推進」が本日の主要なテーマであり、「その他」は基本的に報告事項となっている。

では、案件1の①に進む。事務局から説明をお願いする。

(介護保険課長)

【資料1-1、資料1-2、資料5の説明】

(会長)

ご質問はあるか。

(委員)

資料1-1の2頁についてである。施設数については都内の順位が出ているが、稼働率の都内順位は分かるか。

(介護保険課長)

稼働率については、現在データがないため、今後、都に確認するなど調べる手だても検討し、ご報告する。

なお、稼働率については、全体の需給バランスということでお示したものである。

(委員)

他区の地域密着型サービス等の施設を見ているが、肌感覚では地域密着型サービスの稼働率が低過ぎるように思う。資料1-2の2~3頁のそれぞれの地域の内訳を見たが、稼働率が30%台の地域もある。同じ地域密着型サービスの中でも差がある上、全体で見ると数値も決して高くない。

懸念事項として、箱物はあるものの中身が入っていないのではと感じるが、いかがか。

(会長)

都内における比較をするよう、データを調べてから議論したほうが良いと思う。このため、東京都と相談して稼働率を出せるか確認し、その上で議論したほうが良い。

(委員)

単に比較をしたいわけではなく、地域密着型サービスの稼働率が5割程度、また地域によってはそれ以下という事実には、何らかの原因があるのではと考えている。このため、それについてお答えいただきたい。

(介護保険課長)

当該事実については課題認識として持っているところである。それゆえに、例えば、今回の資料5の包括報酬の事業(2(1)イの部分)については、定員や稼働率等で実態を表すことに限界があるような部分についても、これからどのようにしてお示しできるかという工夫も考えていきたいと考えている。

(会長)

今お話があったのは、資料1の5頁「2 サービスの利用促進に向けた取組の強化」についての話か。

(介護保険課長)

そうである。

どのような形で利用促進を図っていくのかを、実際の事業者の状況についても、よりいっそう把握した上で、地域住民と事業者をどのようにつなげていくべきかということが、地域密着型サービスの課題として大きな柱であると考えている。

(会長)

小規模多機能だけではサービス提供ができず、グループホームと併設しながら運営していく必要がある等の現実があると聞く。小規模多機能を利用すると、他サービスとの兼ね合いが出てくるため利用を控えているという意見も他の自治体ではあるようである

(介護保険課長)

どのような形でサービスを組んでいくかについては、ケアマネジャーの力量や利用者本人の希望も影響する。練馬区としては、そのような部分もつぶさに検討しながら進めていく必要があると考えている。

(委員)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行っている事業所の立場から申し上げますと、現状として、ケアマネジャーが制度を理解していないということに加え、区民の方への周知ができていないことがあると思う。

具体的にどのようなことをすれば理解して利用促進に結びつくことができるかという点、例えば民生委員の集まりで行政と一緒に行政と一緒になってビデオ放映等をした上で制度の説明をする等で周知をしていく必要があるかと思う。実際は、ケアマネジャーを集めての説明や研修会等は行っており、推進会議等でも説明をしているものの、やはり促進が不足しているということを実感している。

練馬区の定期巡回・随時対応型訪問介護看護については合計7か所あり、1つの事業所で平均20人程度の利用者を担当しているが、全国の定期巡回の利用者数の平均も20人程度である。全国的に

見て担当する利用者数が少ないということはないため、事業所を増やしていくということが促進につながると考えている。

(委員)

定期巡回については、現在練馬区内の全7カ所での稼働率は素晴らしいと思う。

しかしながら、小規模多機能等の稼働率については、例えば足立区等と比較すると低いのではないかと思う。また、他区では認知症対応型グループホームについては稼働率が大変低く、倒産寸前であるという情報も耳にしたことがある。

このように、練馬区のそれぞれのサービスの今の位置づけがどのようなものか、相対的に見てサービスごとに確認し、利用促進に向け推進していただきたいと思う。

(会長)

ご意見として受けとめる。

(委員)

資料1-1の2頁に、地域密着型通所介護が市町村介護保険事業計画で定める見込み量に達しているとき等に事業所の指定を拒否できる仕組みが導入される予定、とある。この制度を使用すれば、現在運営している事業所の取り消しも可能なのか、また、効率的な制度の利用を考えることができるようになると思うが、いかがか。同じ頁の稼働率の欄で、地域密着型通所介護の稼働率が51%、小規模多機能型居宅介護の稼働率が57%と記載されているが、当該項目で「小規模多機能型居宅介護等をさらに普及させる観点から」とあるように、同じ50%台であるが、それぞれの持つ意味合いは異なっているのではないか。

(介護保険課長)

稼働率については、先ほども需給バランスの関係の視点でもご覧いただきたいと申し上げたが、まず指定拒否について、少なくとも現在指定されている事業者を取り消すということはないと認識している。

また、同じ50%台の意味ということであるが、5月に社会保障審議会介護給付費分科会で定期巡回や看護小規模多機能型居宅介護等の議論があったが、国としてはこれらのサービスを進めていく必要があるという認識を持っていることが明確になっており、それは区も同じ方向性である。その上で、稼働率50%台の意味というものも我々は考えていく必要があると思っている。

さらに、地域密着型通所介護についてであるが、これは平成28年4月より、通所介護のうち利用定員が厚生労働省令で定める数未満(18名以下)のものについては、地域密着型サービスに位置づけられることになり、指定権限が都道府県から市区町村に変更されていることに影響している。これまで、都が指定を行っており、練馬区は適切な事業所数に関する検討には関わっていなかった。今後、指定を拒否できる仕組みができること、また、高齢者基礎調査の中で地域密着型通所介護について全体的に数が多いのでは、というご意見もあったため、そのようなご意見も踏まえて今後の検討を進めていきたいと考えている。

(委員)

今月、認知症対応型共同生活介護の部会を行うことになっているが、前回の部会では、グループホームにおいて部屋が空いている現状があるという意見があった。その一方、待機者がいるグループホームもある。

練馬区のグループホームのあり方については、以前に地域密着型サービス運営協議会で話し合われたことがあるが、数が少ないわけではないものの、本来グループホームが行うべき、生活の構築や、利用者の有する能力に応じてできることを探すなどの役割ができていないグループホームが極めて少ない。色々と調べている方の中では、入居したいグループホームには入ることができず、区内グループホームで空いてる所はあるが、そこに入居するのであれば、他自治体にある、希望に合うグループホームに住民票を移動して入居したいというご意見を持つ方も多い。そのようなご相談や電話も実際あるのが現状である。

グループホームは数だけあれば良いのではなく、質が伴っていないと意味がない。実際、インフルエンザが流行していた時期に、空きがあるグループホームで職員数も足りない中、利用者がインフルエンザに罹患し、利用者が少ない状況で、集団感染にならずによかったというような話がグループホーム分科会でも出るような現状がある。

グループホーム分科会全体では、自らの事業所だけを見るのではなく、情報交換しながら皆でレベルアップをし、住民に向けた認知症ケアをしっかりと行っていく取組をしている。

東京都の管理者研修で講師をしているが、様々なグループホームの中でも、利用者が生活する姿にならずに何もしていない、鍵を閉めてそのまま座っている、食事も掃除も職員が行っているなどというグループホームが半分以上あると肌で感じている。

(会長)

サービス利用促進に向けた取組の強化の中では、事業所自体がグループホームの本来の趣旨を理解し、改善しているかということ自体が問われているということであると思う。

小規模ではあるが、地域で育てて運営しているグループホームの努力は評価できている。そのような貢献をして、地域の利用者を探し、地域貢献しているところに関しては個別にも支援していくということが、大事な議論となるのではないかと考えている。この点については、事務局はいかがか。

(介護保険課長)

まさに同じ認識である。国の議論の中でも、行政側がどのような形で支援するかによって地域密着型サービスの事業所の運営が向上していくと意見としても出ているところである。今後ともできる限りのサポートを実施していきたいと考えている。

(会長)

その支援の仕方も、どのようなところと協働していくかについて、今後の検討課題として進めていただければと思う。

他はいかがか。

(委員)

資料1-1の3頁、1番上において、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護の課題は、『ケアマネが内容や利用方法を知らない』が約4割」と記載してある。また、2番目でも「利用者がサービス内容をよく知らない」との記載があり、ケアマネジャーの説明不足や理解不足という点が挙げられている。これを踏まえ、事業者会でも、7月14日に訪問介護と居宅介護支援で定期巡回の使い方についての研修会を設けることになっている。事業者会としても一層の周知をしていく形で今後とも努力していくところである。

(会長)

他はいかがか。

(委員)

3点質問がある。資料1-1の4頁、1つ目の○部分である。

1点目、上から5つ目の矢印で「区有地の活用について検討してはどうか」と記載があるが、具体的にどのようなサービスについて考えているのか。

2点目、6つ目の矢印で「地域密着型サービス事業所が地域とのつながりを深めることに対して支援してはどうか」とあるが、これは何を指しているのか聞きたい。現在、地域密着型通所介護サービスを運営しており、先ほど議題に挙げたように、非常に稼働率が悪く、また非常に施設数が多いという現状を抱えている。全国的に見ても通所介護は非常にサービスの供給量が多いため、厚生労働省でも様々な案を考えているようであるが、現状の指定を取り消すわけにもいかない中、それぞれで経営努力を重ねている現状があり、地域密着型サービス事業所が地域とのつながりを深める点について、行政の力を借りてできることはないかと考えている。地域密着型通所介護には、中重度者の利用者への対応を比較的得意としているところと、軽度者を対象にリハビリテーションに特化しているところがある。特に軽度者が総合事業に順次移行することになるが、なかなか自立が難しいという課題に対し、地域密着型サービスが生き残りをかけて自立につながるサービスとして自治体と連携して何か検討できないかと考える。

最後に3点目、2番目の○であるが、「医療ニーズの高い利用者の状況に応じてサービスを組み合わせることにより、地域における多様な療養支援について検討してはどうか」とあるが、介護サービス事業者連絡協議会では、医療とうまく連携していくということが非常に不得意であると感じている。これを何とかして顔の見える関係をつくるため、サービス全体とつながるような医師会との懇談の場を設けていただきたい。介護サービス提供者の側から見ると、医療分野について意見を申し上げることについては非常に恐れ多いと思っているため、何か工夫できる場所があったら、ご教示いただきたい。

(会長)

3点目は医師会との関係で今度議論していただきたい。

1点目と2点目についてはまだ結論が出ないため、検討するという形で議論していただきたい。

(介護保険課長)

1点目の「区有地の活用」であるが、これまで第6期計画の中でも、公募制で小規模多機能型居宅介護、認知症対応型グループホーム等の公募を行ってきたが、土地の確保等が難しく、事業者・オーナーもなかなか整備が進んでこなかったという現実があった。

それらを踏まえ、例えば区有地を活用することによって整備を着実に、迅速に進めていくことができるという可能性もあるということから、こういった項目を1つ掲げた。

次に2点目であるが、1つは地域への溶け込みということで、例えば事業者が町会、自治会のメンバーとなったり、地域の方とのつながりを深く持つために、例えばヨガ教室を開催する等のことが事例として考えられると思っている。

なお、先ほど委員から地域密着型通所介護の得意とする分野ということでお話があった要介護状態についてであるが、資料1-2の1頁にサービス利用状況の表がある中で平均要介護度を記載し

ているため、ご参考にさせていただきたい。

また、地域密着型サービスの地域とのつながりであるが、デイサービスの休日の活用なども視野に入れた動きも必要であると考えている。

(会長)

支援をどのように行うかというのは慎重な議論になる。慎重に検討して決めていただきたい。

(委員)

私見ではあるが、ケアマネジャーとしても自立支援の問題を考えにくいという現状もあるが、和光市では個別地域ケア会議の中で介護度を下げる取組をしている。我々としては、行政と協力してモデル事業等を行い、空いている事業所の活用も含め、練馬型のモデル事業を構築できないかと思っている次第である。

(委員)

医師会と介護サービス事業者との懇談の場を設置する件については、現在、医師会の中でも関連部会を作り、積極的に議論しているところであるため、結論が出次第またご報告させていただく。

(会長)

自治体を超えた地域密着型サービスの利用というのもあり得る。単価の違いや区部と市部の違いはあるものの、共通の部分は練馬区と西東京市、武蔵野市で重なるところがあるため、検討していただきたい。

では、2番目の議題に進みたいと思う。「自分にあった住まい・施設の選択と介護人材対策の推進」について、事務局から説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【資料2-1、資料2-2の説明】

(会長)

ご質問、ご意見はあるか。

(委員)

資料2-1の3頁、8頁、資料2-2の23頁に関して質問がある。

資料2-1の3頁の1番下段、独自の訪問介護サービスの研修についてであるが、非常に良い試みだと思う。資料2-2の23頁に実績が載っている。

しかし、資料2-1の8頁の「課題と論点」にキャリアパスのことは載っているが、訪問介護サービスの研修の強化については記載されていない。せっかく良い取組をしているのであるから、推進する案の検討はないのか。

(高齢社会対策課長)

今回「課題と論点」にその旨の記載ないが、いただいたご意見を十分に踏まえ、計画の中ではそのような方向に進めていきたいと考えている。また、区独自基準の研修で介護スタッフとして介護の現場に入っただき、その次に介護職員初任者研修や、介護職員実務者研修などの資格取得の助成などを活用していただきながら、ステップアップしていただきたいと考えている。

(会長)

継続することへの評価が高いものには、積極的に継続していくという検討に入ることである。

(委員)

介護サービス事業者連絡協議会でも、人材創出部会というのを設けている。単なるサービス部会ではなく、横串を通す部会を立ち上げており、こちらでも区にお願いし、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修について補助金が創設されたところである。

また、総合事業のサービスAへの研修についても関与しており、研修講師に委員を出したりしている。研修の受講生がキャリアを持つ介護職員として養成することを行政と共有している。

(委員)

資料2の23、24頁で、平成28年度の実績、平成29年度の事業ということで出ているものの多くは、介護サービス事業者連絡協議会の中で人材創出部会をつくり、練馬区からもその協議の中に参加をいただき、1つ1つ課題を整理しながら取り入れていただいた事業である。

まずこのような成果が上げられたということに対しては、非常に有難いという思いとともに、現場の職員や様々な事業者から練馬区が精いっぱい支援をさせていただいているということを実感として感じるという意見もいただいている。これについて今後も継続して協議をしながら積み上げていきたいと考えている。

この人材育成等について、介護人材不足という大きな流れとともに、新しい介護やロボットを入れた新しい介護のあり方が検討されているが、今後このような新しい介護への取組に対する支援の仕組みについても練馬区で検討いただきたい。

また、私は特別養護老人ホームの施設長でもあるため、資料2-2の2頁で出ている特別養護老人ホームの待機者の期間について意見がある。

1,339人の特養入所待機者とあるが、実情はここに記載されているとおり新規入所者の8割程度は1年以内に申し込みをされた方である。多くの方々が特養は入所しづらいとのイメージを持たれているかと思うが、実態はこのとおりである。

申し込んで長期間の待機をされている方もいるが、入院中であつたり、医療的な処置が必要で施設の受け入れが難しいという方が多い。また、お声掛けをしたらすぐに入所できるかと問いかけても、そのうち半数以上の方は、「検討する」「すぐには決められない」「まだ在宅で頑張れる」などの答えが多いのが現状である。これらの方々も1,339人の待機者の中に含まれることを踏まえると、待機者の数字そのもので施設整備の必要性の議論はできないと考えている。

このため、現在では特養に入所した方の8割程度の方が、1年以内に申し込んだ方であるという事実を広く区民の方々やその関係の方々にお伝えをし、本当に入所が必要になってからでも申し込みは遅くないということをお伝えすることが、正しい待機者数の把握につながるのではないかと考えている。

(会長)

他はいかがか。

(委員)

資料2-1の6頁の今後の需要予測についてである。

「長期的な人口推計」と「高齢者基礎調査」で予測をすると記載があるが、これは両方とも行うべきではないかと思う。

資料2-1の1頁に記載があるが、特養待機者については平成26年の時点においては2,700人、

2年後の平成28年12月では1,360人と半減しており、これぐらい予測というのは難しいものだと考えている。長期になればなるほど困難になるため、需要予測を確実にを行うためにも両方行うべきである。

(高齢社会対策課長)

提案の方向性については、ご意見をいただいたとおり、なるべく多くの要素を使って正しく、正確な推計にしていきたいと考えており、どれか1つという要素を使ってということではなく、なるべく多くの要素を使って推計していきたいと考えている。

(会長)

施設給付や経費の議論など様々なものが絡み合うため、それによって需要、位置づけが違ってくると思っている。このため、ご意見をお伺いし、基本的にどのような方向で進むかについて基本的な考え方を提示することが必要だと思う。グループホームが増えるなど様々な要素によって違ってくるため、全体的な視点は見失わないほうが良い。

(委員)

私たちは高齢者が実際に住む住宅に関わっているが、福祉住環境コーディネーターの最新のテキストによると、現在我が国で行われている高齢者向けの住宅施策は、1. 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改修の促進、2. 高齢者のニーズに対応した公的賃貸住宅の供給、3. 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化、4. 高齢者の持ち家ニーズへの対応、5. 高齢者の住みかえ支援、6. 生活支援サービスや介護サービスについては高齢者住宅などを供給、7. 多様化するライフスタイルやライフステージに対応した住まいの供給、という7つに分類できるとされている。

これを踏まえ、今回、特に施設について高齢者の住まいとして議論されている点が気になっている。現在の高齢者の全体的な傾向として在宅志向である中、実際に住んでいる住宅に関して今後議論されることはあるのか。

(介護保険課長)

従前、住宅改修については、介護保険課の事業ということで進めているところであり、多くのご利用があると認識している。

一方で、国のほうでも住宅改修についても議論がされていることから、この計画という位置づけとは別に事業を進めたいと思っている。

(高齢社会対策課長)

高齢者の方に対する住まい支援は様々実施している。特に今回、都市型軽費老人ホームを論点にした理由として、入居者の7割が低所得者の方であり、こういった方の高齢者の住まいが最も不足する傾向にあるため、必要な整備促進を今後進めていく。

(会長)

資料2-1の5頁に記載の都市型軽費老人ホームの議論であるが、これについては、制度の方針や性格をもう少し明確にし、本当に低所得者対策であるのか、もしくは在宅を整えば解決するのかということも含めて検討が必要だと思う。

また、資料2-1の9頁の2つ目、「民間賃貸住宅にお住まいの方が、住み慣れた住宅、住み続けた地域で暮らせる環境を整備していく必要がある」とあるが、これは高齢者住宅確保の議論になり、かなり幅広い議論と結びつくため、そこをどうするかは今後の取組で考えていったほうが良いと思

う。例えば賃貸住宅を保証すると有料賃貸はどうするのか、そのような議論もあるため、他分野になってしまう。福祉の議論と住宅政策の議論をしなければならず、それぞれ部局が違うため、そことどう合わすかを議論していただきたい。まず組織としてどうするのかという検討をすることが必要である。

これは東京都でも議論になっており、住宅関係の部長も計画策定委員会で議論している。

他はいかがか。

(委員)

資料2-1の4、8頁、資料2-2の25頁に記載がある介護職員の需要供給バランスの問題についてである。

資料2-1の4頁の最後の○の部分に、国の調査では介護福祉士の登録者のうち実際の従事者は6割弱であると記載があるが、練馬区の数値はどうか。また、資料2-1の8頁の最後の部分で「介護士や看護師を就業につなげる支援を実施すべき」とあり、具体的にどのような点が未就業の方のネックになっているのか。これらに関する事実を把握されているか、把握されていないのであれば、練馬区は住宅地であり、居住者で未就職の方の支援をするべきではないか。

(高齢社会対策課長)

介護福祉士の登録者のうち実際の従事者の割合について区として把握はしていないが、従事者が不足しているということは十分に認識している。高齢者基礎調査の197～202頁にかけては、介護人材が現在かなり不足してきている点を多面的に聞いている。経験者の採用数や離職者数、また職種ごとに特に不足している職種等もアンケートで明らかにしている。

(会長)

基本的なご質問であるため、持ち帰っていただき、区としてどのような方針を出すかについてお示しいただきたい。身近な人がどう復職できる、その仕組みをどうするかという議論は、今後の重要な検討課題である。保育園がない等の様々な要因によってできない場合もあるため、お調べいただきたい。

また、東京都は人材確保については都独自の取組も実施している。それらとあわせて練馬区はどうするのかを検討することが必要かと思う。

(委員)

1点要望と、1点質問がある。

1点目、特養についての要望であるが、特養には待機者が依然として存在することや、資料2-2の15頁の第6期の整備目標と実績部分で、特養は340が平成29年度の目標となっているにも関わらず136が不足している現状がある。申し込み後1年以内で特養に入所できるとはいえ、やはり特養を増やしてほしい。なお、老健も目標数からは160少ないが、稼働率を見ると50%程度であるため、充足されていると思う。

2点目は質問であるが、特養の床数が第6期の目標に達しなかったのは、土地の問題が大きいのか。

(高齢社会対策課長)

2点目の質問に対してであるが、特養についてはかなり広い土地が必要になり、土地の確保が施設整備上は最も困難であるというのは確かである。

ただ、区としては、土地の所有者に向けて土地活用セミナーを行うことで施設整備を促しており、実際に平成29年度中には開設が間に合わないものの、来年度以降に開設を予定している施設がある。また、その先も幾つか整備への相談がされており、計画は達成する予定である。

(委員)

資料2-1の4頁及び資料2-2の23頁をもとに、ケアマネジャーの人材育成の意見を述べさせていただきます。

練馬区には練馬区主任介護支援専門員協議会というものがある。練馬区には約560名のケアマネジャーが勤めており、そのうち180名、約3割程度が主任ケアマネジャーと言われている。

4頁の一番上の2行目、「区内の主任ケアマネジャーを対象としたスキルアップ研修」については、資料2-2の23頁、5番目の「ケアマネジメント体制強化事業」として予算を立てていただき、主任ケアマネジャーの育成を行っている。

練馬区主任介護支援専門員協議会としても、研修で学んだこと、力をつけたことを地域のケアマネジャーに還元できるような取組をとということで、今後も引き続きこのような予算立てのほうをお願いしたい。

また、事務局に1点お願いであるが、本日配られた資料の中で、ケアマネジャー、介護支援専門員の名称が統一されていないところがあり、統一をお願いしたい。

(会長)

要望として承った。

他はいかがか。

(委員)

1点質問であるが、介護離職者がなぜ復職できないのか。介護支援専門員の方や介護関連の方たちが離職した後、なぜ再就職していないのかについて、対象者に対するアンケート調査を行う予定はあるか。

(会長)

事業団のほうで意見はあるか。

(委員)

退職の際に話を聞くが、基本的にはきつい、給料が安いという理由での退職が多い。

復職しない理由については、求める条件を満たす事業所がない。給料が良くても労働環境が悪い、休みがとれないという方が多く、復職はなかなか進まない。

他分野に様々な仕事が見つかるため、あえて給料が安く、きついところには行きたくないという方が現状として多い。それが人材不足につながっているということであり、先ほどの特養の話に関係するが、施設をつくっても人が集まらないという状況がある。

(高齢社会対策課長)

現在進んでいる取組として、都でも介護職の方の登録をし、復職支援を行うセミナーを実施してはいる。実際にその中でなぜ復職しないのかについては統計データを持っているわけではないが、聞くところによると、やはりある程度の期間があいてしまうと復職への不安が大きいという意見もある。このため、それらの不安に対するセミナーや研修について、今後実施していくことで、ある程度離職者の方の介護現場での復帰ができるのではないかと考えている。

(会長)

当該部分の調査は必要であると思う。東京都の人材センター等もあり、また練馬区も事業団が個別に聞いて把握しているところであるため、それを集めていただくことが大事かと思う。

ただ、復職するには、復職するメリットがないと難しい。そのメリットをキャリアパスにするのか、それだけではなく、様々な経済的な議論や、また労働条件にするのか、本格的な議論をしていく必要がある。離職原因を踏まえながら議論したほうが良いと思う。

問題が何であるかを明確化させ、それについて練馬区としてどう対処していくかについて聞かれていると思う。

最後に、その他について事務局から説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【資料3-2の説明】

(会長)

基本指針が出されたため、ご参照いただきたいとのことであった。

次は、ランドデザイン構想について、事務局から説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【資料4の説明】

(会長)

最後に、部長から一言をお願いします。

(高齢施策担当部長)

本日も活発なご議論を頂戴し、感謝申し上げます。

本日は、サービス基盤の整備についてご議論いただいたが、私どもは地域包括ケアシステムを構築する上で、高齢者一人一人が地域でサービスを選択できるような環境を整えていくことがまず重要であると考えている。この基盤整備の問題は、どうしても土地の問題と関係している。区有地活用も進めており、来月に練馬2丁目の給食総合調理場跡地に特別養護老人ホームが開設する。

サービス基盤が整いつつあるところであるが、目先だけではなく、2025年の必要量をきちんとお示しし、そのために今後3年間で何に取り組むべきかを考えていきたいと思っている。また、その際には、本日のご意見で頂戴した、介護サービスの質の向上とあわせて進めていく必要があると考えている。

本日でテーマの議論が一周したため、今後は答申作成に向け、改めてご意見を頂戴したい。

(会長)

以上で、第9回練馬区介護保険運営協議会を終了する。